

# 令和6年度第2回さいたま市がん対策推進協議会

日時：令和7年1月17日（金）

午後2時00分から午後3時30分まで

場所：さいたま市役所2階 特別会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 会長選出

(2) さいたま市がん対策推進協議会について

(3) 第2次さいたま市がん対策推進計画の進行管理について

4 意見交換

「がん患者アピアランスケア支援補助金交付事業」の概要及び周知啓発について

5 報 告

令和6年度がん対策推進講演会について

6 閉 会

# さいたま市がん対策推進協議会委員名簿

(令和6年10月13日から令和8年10月12日まで)

令和6年10月13日現在

	氏 名	所 属
1	いわさき あや 岩崎 彩	さいたま市4医師会連絡協議会 一般社団法人 与野医師会 会長
2	おがわ ともこ 小川 知子	さいたま商工会議所女性会 副会長
3	かげやま ゆきお 影山 幸雄	埼玉県立がんセンター 病院長
4	かねこ ひさあき 金子 久章	さいたま市歯科医師会 副会長
5	きたがわ としこ 北川 敏子	さいたま労働基準監督署 署長
6	きよた かずや 清田 和也	さいたま赤十字病院 院長
7	こやま のりえ 小山 紀枝	Çava! (サヴァ) ~さいたま BEC~ (患者団体)
8	さわと ともこ 澤登 智子	公益社団法人 埼玉県看護協会 会長
9	たにさき みちこ 谷崎 美智子	市民公募委員
10	にいずみ まさこ 新泉 真砂子	一般社団法人 埼玉県訪問看護ステーション協会
11	はせべ ただし 長谷部 忠史	一般社団法人 さいたま市薬剤師会 副会長
12	ばば ひでお 馬場 秀雄	さいたま市立病院 消化器外科部長兼腫瘍センター所長
13	やまぐち てつお 山口 哲生	市民公募委員
14	りきやま としき 力山 敏樹	自治医科大学附属さいたま医療センター 教授
15	わたなべ ゆうこ 渡邊 祐子	埼玉大学 非常勤講師

(五十音順、敬称略)

令和6年度第2回さいたま市がん対策推進協議会  
関係課職員名簿

所属	役職	氏名
保健部	部長	齋藤 貴弘
保健所	所長	桑島 昭文
地域医療課	課長補佐兼係長	小島 淳史
市立病院 患者支援センター	主査	武田 昌身
健康支援課	課長	絵野沢 勝
	課長補佐兼係長	林 夏奈
感染症対策課	主査	武田 祐太郎
いきいき長寿推進課	係長	松尾 真二
労働政策課	課長補佐兼係長	栗原 知明
桜区役所保健センター	係長	小池 優香
教育課程指導課	指導主事	松井 啓祐
教育委員会 健康教育課	指導主事	伊藤 真弓
保健衛生総務課	課長	浅野 昌則
	参与	今野 弘美
	課長補佐兼係長	竹村 真
	主査	松本 久美子
	主事	染谷 明日美
	主事	渡邊 理那

※12月25日現在欠席連絡あり

## さいたま市がん対策推進協議会について

### 1 位置づけ

本市では、平成26年10月1日に「さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例」が施行しました。この条例では、市、市民、保健医療関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たし、がん対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

この条例に基づき、がん対策に関する事項について審議を行うため、さいたま市がん対策推進協議会を設置し、「さいたま市がん対策推進協議会規則」に基づき運営をしております。

### 2 構成員

条例に基づき、がん患者及びその家族、医師その他の医療関係者、学識経験のある者、公募による市民等から委嘱又は任命を行い、委員数は15名以内で構成されています。

委員の任期は、2年（令和6年10月13日から令和8年10月12日まで）となります。

### 3 役割

がん対策の推進に関する事項を調査審議

○第2次さいたま市がん対策推進計画の進行管理の確認

- ・がん教育出前講座の広報
- ・市民向けがん対策講演会の検討
- ・がん患者アピアランスケア支援補助金交付事業の方向性 など

### 4 今後の開催予定

年2回開催予定

時期	内容
7月頃	第2次さいたま市がん対策推進計画の進行管理
1月頃	市の施策に係わる協議

## 第2次さいたま市がん対策推進計画の進行管理について

資料2

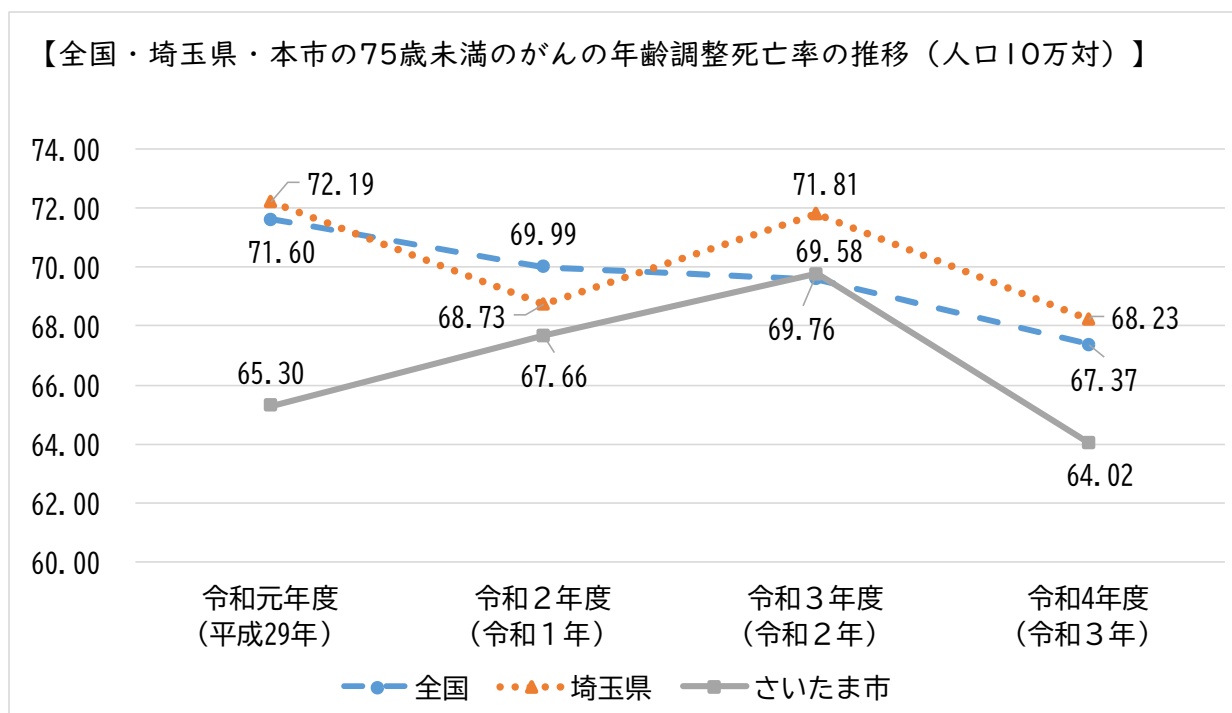
### 1 第2次さいたま市がん対策推進計画の概要

計画期間	令和6（2024）年度から令和11（2029）年度
目的	市民が互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、さいたま市がん対策推進計画を策定
基本理念	市民が互いに支え合い、がんになっても安心して暮らすことのできる地域社会の実現
基本方針	(1)がんの予防と早期発見の推進 (2)がん医療の充実 (3)がん患者等の支援の充実 (4)がん患者が安心して暮らせる社会づくり

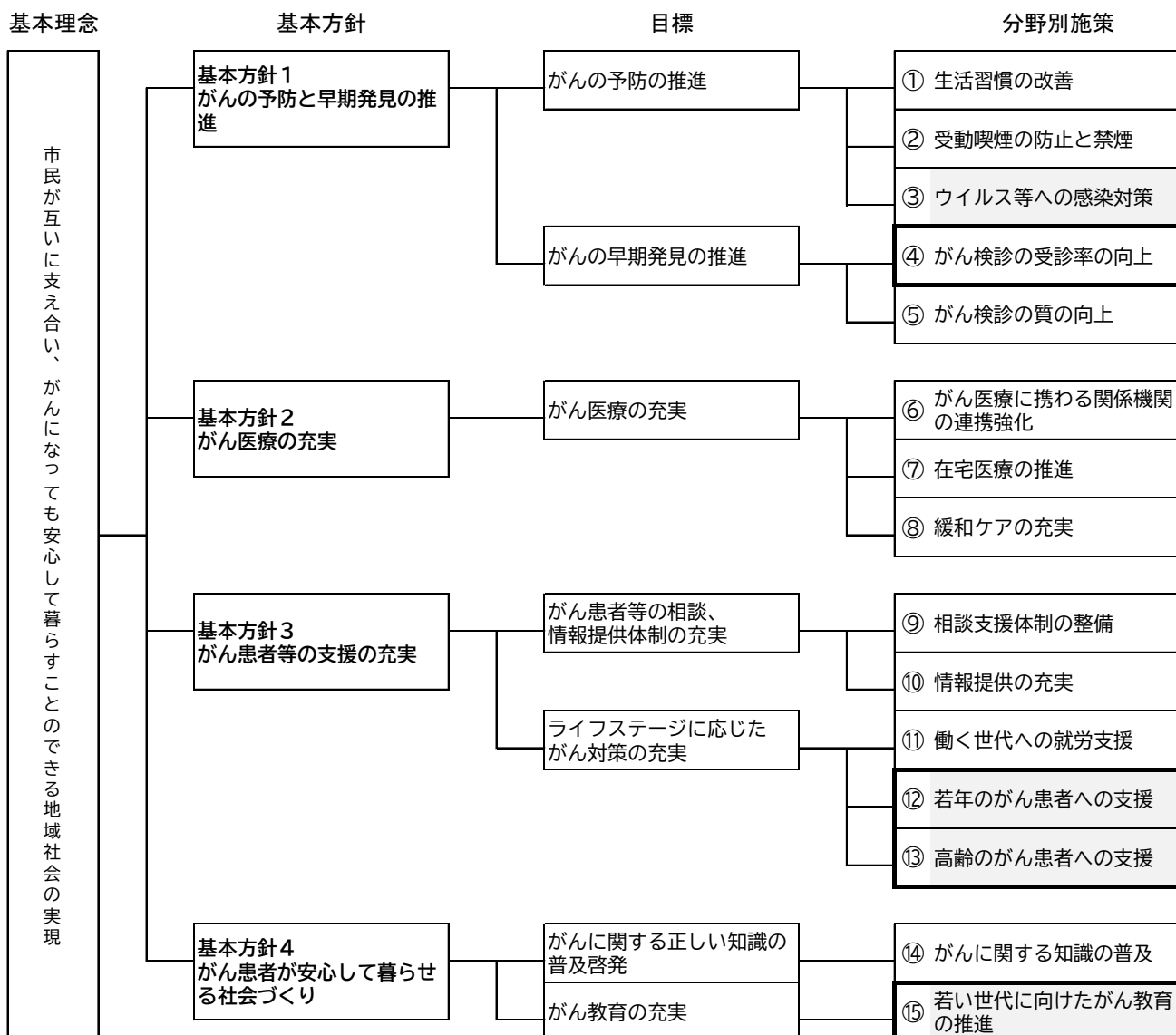
### 2 計画の目標

目標指標	対象	参考				目標値 (令和10年度)
		令和元年度 (平成29年)	令和2年度 (令和1年)	令和3年度 (令和2年)	(ベースライン) 令和4年度 (令和3年)	
75歳未満のがんの年齢調整死亡率(人口10万対)	全体	65.30 (平成29年)	67.66 (令和1年)	69.76 (令和2年)	64.02 (令和3年)	55.59 (令和9年)
	男性	80.00 (平成29年)	83.17 (令和1年)	82.53 (令和2年)	77.92 (令和3年)	64.09 (令和9年)
	女性	52.30 (平成29年)	53.19 (令和1年)	57.88 (令和2年)	50.87 (令和3年)	47.10 (令和9年)

【全国・埼玉県・本市の75歳未満のがんの年齢調整死亡率の推移（人口10万対）】



### 3 計画の施策の体系図



※太枠で囲まれている分野別施策は重点的な取組を表します。

※網掛けしている分野別施策は第2次さいたま市がん対策推進計画から新たに追加された取組を表します。

4 分野別施策（目標指標一覧）

分野別施策	目標指標	対象	ベースライン (R4年度)	目標値 (R10年度)	
①生活習慣の改善	特定健康診査の受診率		34.9% (R3年度)	43.2%	
	特定保健指導の実施率		28.6% (R3年度)	39.3%	
	毎日、三食野菜を食べている人の割合		1～15歳	36.9% (R3年度)	38.7%以上
			壮年期 (40～64歳)	23.7% (R3年度)	27.4%以上
			男性	18.4% (R3年度)	25.2%以上
			女性	27.3% (R3年度)	28.9%以上
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合		16歳以上	51.7% (R3年度)	56.5%以上
			成人期	38.6% (R3年度)	41.2%以上
	生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人の割合（1日当たりの純アルコール摂取量） 男性：60g 女性：20g		成人男性	7.1% (R3年度)	4.6%
			成人女性	25.3% (R3年度)	16.4%
	日常生活における1日の歩数の平均値（新規）			-	7,100歩
	運動習慣のある人の割合		男性	33.9% (R3年度)	38.0%
			女性	23.8% (R3年度)	30.3%
20～64歳男性			29.7% (R3年度)	31.0%	
20～64歳女性			19.1% (R3年度)	25.5%	
65歳以上男性			30.4% (R3年度)	40.7%	
65歳以上女性			30.8% (R3年度)	37.9%	
適正体重の人の割合（新規）		BMI18.5以上25未満 (65歳以上はBMI20以上25未満の人)	65.6% (R3年度)	68.2%	
②受動喫煙の防止と禁煙	望まない受動喫煙の機会を有する人の割合	職場	12.7% (R3年度)	望まない受動喫煙のない 社会の実現	
		家庭	14.0% (R3年度)	望まない受動喫煙のない 社会の実現	
	20歳以上の人の喫煙率	成人男性	19.7% (R3年度)	18.7%	
		成人女性	6.4% (R3年度)	5.6%	
	20歳未満の人の喫煙率		0.7% (R3年度)	0.0%	
③ウイルス等への感染対策	HPV定期予防接種実施率（新規）		12.4%	30.0%	
	B型肝炎定期予防接種実施率（新規）		95.6%	98.0%	
④がん検診の受診率の向上	がん検診受診率	胃がん検診 (40～69歳)	46.1%	60.0%	
		肺がん検診 (40～69歳)	53.9%	60.0%	
		大腸がん検診 (40～69歳)	49.2%	60.0%	
		乳がん検診 (40～69歳女性)	47.3%	60.0%	
		子宮がん検診 (20～69歳女性)	40.7%	60.0%	
⑤がん検診の質の向上	がん検診精密検査受診者の割合	胃がん検診 (40歳以上)	81.6% (R3年度)	90% (R9年度)	
		肺がん検診 (40歳以上)	82.1% (R3年度) (R3年度)	90% (R9年度)	
		大腸がん検診 (40歳以上)	65% (R3年度) (R3年度)	90% (R9年度)	
		乳がん検診 (40歳以上女性)	94.8% (R3年度) (R3年度)	90% (R9年度)	
		子宮がん検診 (20歳以上女性)	76.1% (R3年度) (R3年度)	90% (R9年度)	
	(モニタリング) 陽性反応適中度（新規）		胃がん検診 (40歳以上)	3.4% (R3年度) (R3年度)	-
			肺がん検診 (40歳以上)	1.32% (R3年度) (R3年度)	-
			大腸がん検診 (40歳以上)	3.35% (R3年度) (R3年度)	-
			乳がん検診 (40歳以上女性)	5.5% (R3年度) (R3年度)	-
			子宮がん検診 (20歳以上女性)	5.1% (R3年度) (R3年度)	-

分野別施策	目標指標	ベースライン (R4年度)	目標値 (R10年度)
⑥がん医療に携わる関係機関の連携強化	がん対策推進協議会における地域の連携状況に関する議論実施状況（新規）	2回	2回（毎年）
	（モニタリング） 市内の専門医療機関連携薬局数（新規）	0件	-
⑦在宅医療の推進	在宅療養を支援する機関における研修や会議等を開催する団体数	9団体	12団体
	若年の末期がん患者の在宅療養生活支援の取組数（新規）	1件	2件
	（モニタリング） 在宅療養支援診療所・病院数	224施設	-
	（モニタリング） がん患者の在宅看取り率	38.7%（R3年）	-
⑧緩和ケアの充実	緩和ケアに関する取組数（新規）	31件	45件
⑨相談支援体制の整備	地域（全国）がん登録により明らかになった罹患率及び生存率等の情報提供の取組数	1件	2件
	がん相談支援センターにおける新規相談件数（新規）	1,036件	1,085件
⑩情報提供の充実	市ウェブサイト内の「がんに関する情報」のアクセス数	2,350件（R4年）	3,500件
⑪働く世代への就労支援	がん相談支援センターにおける就労に関する相談件数（新規）	55件	93件
	事業所・従業員への相談支援窓口の案内の取組数	2件	3件
⑫若年のがん患者への支援	若年の末期がん患者の在宅療養生活支援の取組数（新規）	1件	2件
⑬高齢のがん患者への支援	医療・介護関係者への研修の実施（新規）	11回	11回
	高齢のがん患者への支援に関する情報提供の取組数（新規）	-	1件
	（モニタリング）在宅医療連携拠点における患者本人及び家族からの相談件数（新規）	165件	-
⑭がんに関する知識の普及	市民向けの講演会や講座の実施数（新規）	38件	58件
	市ウェブサイト内の「がんに関する情報」のアクセス数	2,350件（R4年）	3,500件
⑮若い世代に向けたがん教育の推進	がん教育出前講座の実施数（新規）	6件	6件

## 5 計画の進行管理

### 令和5年度

**PLAN** 第2次さいたま市がん対策推進計画の策定

### 令和6年～令和11年度

**DO** がん患者を含めた市民、事業者、保健医療関係者及び市が取り組みを実施  
 毎年度【※3～4月頃に、各団体取組シートを提出】

Plan	事業計画の立案
Do	事業の実施
Check	実施結果の確認・検討
Action	事業計画（翌年度）の改善

（毎年度7月頃）さいたま市がん対策推進協議会  
 分野別施策の方向性と各団体取組の確認

**CHECK** 最終評価として、全体評価及び分野評価

### 令和11年度

**ACTION** 次期計画の策定

### 【各団体取組シート】（一部抜粋）

団体名：保健衛生総務課		令和6年度分												
事業名		分野別施策(参考)												
①若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業 ②がん教育出前講座 ③がん対策推進講演会 ④がんに関する情報提供 ⑤がん患者アピアランスケア支援補助金交付 ⑥がん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定		1 生活習慣の改善		9 相談支援体制の整備		2 受動喫煙の防止と禁煙		10 情報提供の充実		3 ウイルス等への感染対策		11 働く世代への就労支援		
事業の目標		4 がん検診の受診率向上		12 若年のがん患者への支援		5 がん検診の質の向上		13 高齢のがん患者への支援		6 がん医療に携わる関係機関の連携強化		14 がんに関する知識の普及		
①在宅医療の推進による末期がん患者の療養生活の質の向上 ②⑥がんに関する正しい知識の普及によるがんの予防の推進 ③④情報提供の充実によるがん患者の状況に応じた支援体制の充実 ⑤働く世代への支援体制の充実		7 在宅医療の推進		15 若い世代に向けたがん教育の推進		8 緩和ケアの充実								
事業の対象者		市民、教育関係者												
事業を展開する上で協働した課所、機関、団体		さいたま市4医師会、自治医科大学附属さいたま医療センター、さいたま市民医療センター、埼玉メディカルセンター、一般社団法人さいたま市薬剤師会、Cava!(サヴァ)～さいたまBEC～、さいたま市立病院												
取組の内容	新規 継続	オン ライン	分野別施策 (該当する数字に○)					対象者、開催日(回数)、参加人数など						
			1	2	3	4	5	対象者	開催日 (回数)	参加人数 市民向け の場合	講演会・講座	相談	啓発品配布	
若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金の交付	継続	一部	1	2	3	4	5	20～39歳の市在住末期がん患者(18歳以上の小児慢性対象外を含む。)	随時	◎名(12月末時点)	講演会・講座	相談	啓発品配布	
			6	⑦	8	9	10							
			11	⑫	13	14	15							
がん教育出前講座	継続	一部	1	2	3	④	5	市立小中学校の生徒、教員、保護者	3校実施(◎月◎日、◎月◎日、◎月◎日)	◎◎名	講演会・講座	○	相談	啓発品配布
			6	7	8	9	10							
			11	12	13	⑭	⑮							

## 6 分野別施策（参考指標）

## ②受動喫煙の防止と禁煙

目標指標	対象	令和4年度 (ベースライン)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	目標値 (令和10年度)
望まない受動喫煙の機会を有する人の割合	職場	(参考) 12.7% (令和3年度)						望まない受動喫煙のない社会の実現 望まない受動喫煙のない社会の実現
	家庭	(参考) 14.0% (令和3年度)						
20歳以上の人の喫煙率	成人男性	19.7% (令和3年度)						18.7%
	成人女性	6.4% (令和3年度)						5.6%
20歳未満の人の喫煙率		0.7% (令和3年度)						0.0%



目標指標	対象	令和4年度 (ベースライン)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
喫煙している者の割合	40歳～74歳	19.7% (令和3年度)					

## ④がん検診の受診率の向上

目標指標	対象	令和4年度 (ベースライン)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	目標値 (令和10年度)
がん検診受診率	胃がん検診 (40～69歳)	46.1%						60.0%
	肺がん検診 (40～69歳)	53.9%						60.0%
	大腸がん検診 (40～69歳)	49.2%						60.0%
	乳がん検診 (40～69歳女性)	47.3%						60.0%
	子宮がん検診 (20～69歳女性)	40.7%						60.0%



目標指標	対象	令和4年度 (ベースライン)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市が実施する がん検診受診率	胃がん検診 (40～69歳)	11.5%					
	肺がん検診 (40～69歳)	15.6%					
	大腸がん検診 (40～69歳)	13.7%					
	乳がん検診 (40～69歳女性)	12.4%					
	子宮がん検診 (20～69歳女性)	15.5%					

# さいたま市がん患者アピアランスケア支援補助金交付事業について

## 1 目的

がん患者の外見の変化による心理的負担を軽減するとともに、治療と社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上及び経済的負担の軽減を図る。

## 2 事業概要

がん治療による外見の変化を補う目的で購入した医療用補整具購入費の一部を補助するもの  
(令和6年7月1日から開始)

## 3 補助対象者

- (1) 申請日時点で市内に住所を有する方
- (2) がんと診断され、その治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴い医療用補整具を購入した方
- (3) 過去5年間以内に本市又は他の自治体から、同種の補助を受けていない方

## 4 補助対象用具

令和6年4月1日以降に購入した以下の補助対象用具が対象

区分	補助の対象となる用具	限度額
医療用 ウィッグ	(1) ウィッグ(全頭用に限らない。 (2) 装着用ネット (3) 毛付き帽子	3万円
補整下着	(1) 補整下着 (2) 下着とともに使用するパッド(シリコン製を含む。) (3) 専用入浴着	2万円
人工乳房	(1) 人工乳房 (2) 人工乳頭	10万円

## 5 補助金額

補助対象用具購入費の 5割 を補助。区分ごとの補助交付上限金額は上記のとおり  
区分毎に年度内1回を限度し、交付決定のあった翌年度から5年間は再申請ができない。

## 6 申請期限

補助対象用具の購入した日の翌日から 1年以内

# がん患者アピアランスケア支援補助金交付事業実績 (R6年7月1日～11月30日まで)

## 1 申請件数

申請件数 197件 (男性3件、女性194件)

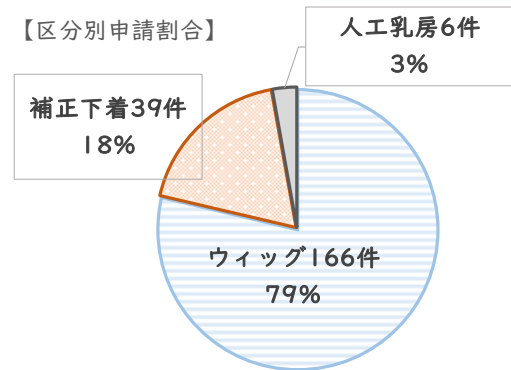
## 2 平均年齢

申請者の平均年齢 58歳 (最年少 19歳 最年長 85歳)

## 3 区別申請件数

対象となる用具の区分	件数	平均補助金額	限度額を補助した件数
ウィッグ	166件	27,469円	121件
補正下着	39件	11,998円	10件
人工乳房	6件	83,458円	3件
全体	211件	26,202円	134件

【区別申請割合】



## 4 購入状況について

対象となる用具の区分	購入金額		
	平均金額	最高金額	最低金額
ウィッグ	132,124円	332,750円	6,980円
補正下着	25,360円	54,142円	3,520円
人工乳房	206,250円	297,000円	5,500円
全体	114,498円	332,750円	3,520円

## 5 がん種別申請状況

補正下着と人工乳房は全て乳がん

ウィッグ申請者のがん種は下表のとおり

がん種	件数
乳がん	73件
卵巣がん	13件
子宮がん	12件
膵がん	12件
肺がん	6件
びまん性大細胞型B細胞リンパ腫	6件
大腸がん	6件
その他	38件
全体	166件

# がん患者アピアランスケア支援補助金交付事業の周知について

## 1 周知方法

- 5月 ホームページを公開
- 6月 市報さいたま7月号に記事を掲載  
関係機関にチラシを配布

さいたま市がん患者アピアランスケア支援事業

### がん治療による外見の変化にお悩みの方へ




がん治療と社会参加の両立を後押しするため  
ウィッグなどの購入費を補助します。

さいたま市では、抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛や手術による乳がん切除などに伴うアピアランス（外見）の変化を補う目的で購入した補整具の購入費を補助します。

対象となる方（次の1～3すべてに当てはまる方）

- 1 申請日時点で市内に住所を有する方
- 2 がんと診断され、その治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴い医療用補整具を購入した方
- 3 過去5年以内本市又は他の自治体から、同種の補助を受けていない方

補助となる用具および補助額 ※令和6年4月1日以降に購入したものを

区分	ウィッグ	乳房補整具	
		補整下着	人工乳房
対象となる用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィッグ（全頭用に限らない）</li> <li>・装着ネット</li> <li>・毛付き帽子</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補整下着</li> <li>・下着とともに使用するパッド</li> <li>・専用入浴着</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工乳房</li> <li>・人工乳頭</li> </ul> 
限度額	3万円	2万円	10万円

**補助対象にならないもの** 付属品やケア用品（シャンプー、フラスコなど）、自作した場合の材料費、送料や搬送手数料、クーポン・ポイント支払いなどによる割引分など

**補助回数** ウィッグ、補整下着、人工乳房の区分ごとに1回限り  
※一度補助を受けた方は、交付決定のあった翌年度から5年間は再申請できません

**申請期限** 購入日から1年以内  
※複数回まとめて申請する場合は、一番古い領収書の日付から1年以内に申請してください。

①補整具の購入

ウィッグ・乳房補整具を購入してください。購入時には必ず領収書を受け取ってください。

②補助金の申請

「申請に必要な書類」をさいたま市保健衛生総務課に提出してください。

③交付額の決定及び申請者へ支払い

申請内容を審査し、交付決定通知を郵送するとともに、指定口座に補助金を振り込みます。

NO	提出書類	提出前にご確認ください
1	補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎所定の様式に必要な事項を記載してください。*</li> <li>◎原則、申請者は補助対象者本人としてください。</li> <li>◎補助対象者が未成年又は成年後見制度利用者の場合は、法定代理人が申請してください。（権限者以外は代理権を証明するものが必要です。）</li> <li>◎搬込先口座は、申請者ご本人の名義の口座に限りです。</li> <li>◎書き間違えた場合は、二重線で訂正し、訂正印は不要です。</li> <li>◎記入時に「消せるボールペン」は使用しないでください。</li> </ul>
2	申請者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎運転免許証のコピー（表、裏両面）</li> <li>◎マイナンバーカードのコピー（表面のみ）</li> <li>◎パスポート、身体障害者手帳など</li> </ul>
3	がん治療の内容が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による部位の変形や火傷またはそれらのおそれが見込まれることを証明する書類。</li> <li>◎診療明細書、治療の同意書、治療方針計画書、お薬手帳（抗がん剤名記載ページ）など</li> </ul>
4	領収書の <b>原本</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎宛名、購入日、購入金額、購入品目、領収書発行者の名称の記載があるもの</li> <li>◎領収書に内訳の記載がない場合は、納品書、明細書、領収内訳書等の内訳が確認できる書類を併せて添付してください。</li> <li>◎補助対象にならないものを含まれた金額の場合は、補助対象用具の金額が分かる内訳を添付してください。</li> </ul>

\*所定の様式は、市ホームページからダウンロードすることもできます。  
URL: <https://www.city.saitama.lg.jp/002/001/011/001/p114121.html>

**申請方法**

★郵送 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 保健衛生総務課 保健係

★窓口 さいたま市保健衛生総務課

お問い合わせ先 さいたま市 保健衛生局 保健係 保健衛生総務課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 TEL 048-829-1294 FAX 048-829-1867

## 2 チラシ配布先

都道府県がん診療連携拠点病院	1 機関	埼玉県立がんセンター
地域がん診療連携拠点病院	13 機関	さいたま市立病院 さいたま赤十字病院 自治医科大学さいま医療センター など
埼玉県がん診療指定病院	13 機関	埼玉メディカルセンター さいたま市民医療センター 彩の国東大宮メディカルセンター など
小児がん拠点病	1 機関	埼玉県立小児医療センター
医師会、薬剤師会、在宅医療センター、地域包括支援センター、ウィッグサポート店登録店、庁内関係課		

### 3 がん患者アピアランス支援事業に関するアンケート結果（一部抜粋）

（申請者からのアンケート調査結果（令和6年7月1日～11月30日まで）、回答者123名）

◎さいたま市がん患者アピアランスケア支援事業を何で知りましたか？（複数回答可）

選択肢	件数	割合
さいたま市のホームページ	37	23.6%
市報さいたま	34	21.7%
病院の医療従事者	20	12.7%
補整具販売店	15	9.6%
ウィッグサポート店一覧（市ホームページ掲載店）	14	8.9%
知人等の紹介	14	8.9%
チラシ	6	3.8%
SNS（LINE・X）	5	3.2%
区役所の窓口	3	1.9%
全体	157	

### 4 次年度チラシ配布先

申請書類を基に、以下の医療機関にチラシ配布予定

（都道府県がん診療連携拠点病院）

- ◇東京都立病院機構東京都立駒込病院
- ◇がん研究会有明病院

（地域がん診療連携拠点病院）

- ◇国立がん研究センター中央病院
- ◇東京慈恵会医科大学附属病院
- ◇国家公務員共済組合連合会虎の門病院
- ◇順天堂大学医学部附属順天堂医院
- ◇東京大学医学部附属病院
- ◇東京医科歯科大学病院
- ◇日本医科大学付属病院
- ◇聖路加国際病院
- ◇慶應義塾大学病院
- ◇国立国際医療研究センター病院
- ◇東京医科大学病院

# がんと向き合うための備え

日本人の2人に1人は一生のうち何らかのがんになるといわれており、すべての人にとって身近な病気です。がんが診断されたとき、がんと向き合うための備え、今できること、そして知ってほしいことをお伝えします。また、がんやがん治療による外見（アピランス）の変化や、がん患者がライフスタイルに合った選択が行えるための情報を、がん患者以外の周囲の人の対応を含めてお伝えします。

日時 令和7年 **3月15日** (土) 14:00～16:00

参加方法 会場参加 / Teamsによるオンライン視聴

会場 浦和コミュニティセンター 第14集会所  
さいたま市浦和区東高砂町11-1 (コムナーレ10階)

定員 会場先着35名 / Teams先着100名

※定員に達した場合、参加をお断りする方にのみご連絡いたします。



## 第一部 講演

### 「がんとともに生きるということ」



さいたま赤十字病院 緩和ケアセンター 医師 原 敬 氏

旭川医科大学医学部卒業。群馬大学医学部第一外科学教室（現・大学院総合外科学講座）で消化器外科の臨床と研究に従事。それと並行して、25年前より医学部講師（医学哲学・倫理学講座）として医学生の卒前教育にも関与。20年前に対人援助論（人が人を援助するとは何か？）を専門的に学ぶ機会に恵まれ、消化器外科医からがん治療の現場で活動する緩和ケアチーム医へ徐々に立場を移して今に至る。さいたま赤十字病院緩和ケア診療科部長を経て、緩和ケアセンターに所属。

## 第二部 講演

### 「みんなで知ろうアピランス（外見）ケア」



国立がん研究センター中央病院 アピランス支援センター センター長 藤間 勝子 氏

大学卒業後、一般企業に勤務。在職時より化粧行動の心理・社会的影響に興味を持ち、退職後に公認心理師・臨床心理士資格取得。2011年より国立がん研究センター中央病院にて、がん治療による脱毛や、皮膚・爪などの変化を経験する患者さんへのアピランス（外見）ケアを担当。2021年より現職。

## 受付期間

令和7年 **1月29日** (水)～**2月26日** (水) 【必着】

以下のいずれかの方法でお申込みください

電子申請フォームから必要事項を入力し申込

さいたま市HP > 健康・医療・福祉 > 健康・医療 > がんに関する情報 >

がん対策の推進 > 令和6年度さいたま市がん対策推進講演会

URL : <https://www.city.saitama.lg.jp/002/001/011/001/p117650.html>

裏面申込書を郵便又はFAXで参加方法、氏名、住所、電話番号、メールアドレスをご記入のうえ、下記へ申込

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課 FAX : 048-829-1967

申込み二次元コード



## お問合せ

さいたま市 保健衛生局保健部保健衛生総務課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 TEL. 048-829-1294 FAX. 048-829-1967

共催



さいたま市



第一生命浦和支社

# がんと向き合うための備え

参加を希望される方は本書をFAX送信票としてお使いください。

**【FAX：048-829-1967】** 申込期限：令和7年2月26日(水) **【必着】**

さいたま市役所 保健衛生総務課 まで

<b>参加方法</b>	<b>フリガナ</b>	
いずれかに チェックして ください  <input type="checkbox"/> 会場参加 <input type="checkbox"/> オンライン 視聴	<b>お名前</b>	
	<b>住所</b>	〒
	<b>電話番号</b>	
	<b>メールアドレス</b>	オンライン視聴を希望する方は必ず記入してください。

当日、手話通訳を希望する方は右のにチェックをお願いします。 希望します

※手話通訳は会場参加のみの対応です。

## 講師へのご質問について

事前にいただいたご質問について、講演会の中で講師からお答えいたします。

ご質問があればご記載ください。

- ・ご本人やご家族の病状等の個別の治療法に関する質問にはお答えいたしかねます。
- ・時間の都合上、すべての質問にお答えすることができない場合もございます。

<b>講師</b> (○を付けてください)	医師 ・ 公認心理師
<b>質問内容</b>	

## オンライン視聴で参加される方へ

申込受付期間終了後に、参加方法及び会議IDのURLをメールでお送りします。

当日はお持ちのスマートフォン・タブレット又はパソコンでご視聴ください。

## さいたま市条例第 44 号

## さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し、市、市民、保健医療関係者及び事業者の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見並びにがん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 医師その他の医療関係者並びにがんの予防及び早期発見に携わる者をいう。
- (2) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。

## (市の責務)

第 3 条 市は、国、埼玉県、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族を支援することを目的とする活動を行う民間の団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項の施策は、がん医療のほか、保健、医療、福祉等幅広い観点からの検討を踏まえて策定されなければならない。

## (市民の役割)

第 4 条 市民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、必要に応じ、がん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

## (保健医療関係者の責務)

第 5 条 医師その他の医療関係者は、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良

質かつ適切ながん医療を行うものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するものとする。

3 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者（市内において事業活動を行う者をいう。）は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第7条 市長は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第15条に規定するさいたま市がん対策推進協議会に諮問するものとする。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(がんの予防の推進等)

第8条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、児童及び生徒ががんに関する理解と関心を深めることができるよう、がんに関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第9条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の充実等)

第10条 市は、埼玉県及び医療機関と連携し、がん患者がそのがんの状態に応じた

良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、埼玉県並びに医療機関その他関係機関及び関係団体と連携し、がん患者の意向を勘案しつつ、その居宅において療養できるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

3 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定により提供を受けることができる情報を積極的に活用することにより、がん対策の充実に努めるものとする。

（緩和ケアの充実）

第11条 市は、緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛の軽減又は生活上の不安の緩和等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実に図るために必要な環境の整備に努めるものとする。

（がん患者等の支援）

第12条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活や職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第13条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族の支援に関する情報を提供するものとする。

（財政上の措置）

第14条 市は、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（さいたま市がん対策推進協議会の設置）

第15条 市長の諮問に応じ、がん対策に関する事項を調査審議するため、さいたま

市がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、がん患者及びその家族、医師その他の医療関係者、学識経験のある者、公募による市民その他の市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 協議会は、第1項に定めるもののほか、がん対策に関し必要と認める事項について、市長に建議することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、公布の日から施行する。

## さいたま市がん対策推進協議会規則

平成26年6月20日 さいたま市規則第115号  
改正 令和5年3月22日 さいたま市規則第21号

### (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例（平成26年さいたま市条例第44号）第15条第7項の規定に基づき、さいたま市がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

### (守秘義務)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健衛生局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。